

# 「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務委託仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務目的

なら記紀・万葉プロジェクトは、歴史文化資源を多角的に活用し、ストーリー性を重視した歴史へのアプローチにより、国内外の多くの方々に歴史を追体験してもらう歴史活用プロジェクトである。歴史的記念年等に合わせて主要テーマを設定し、それぞれの時代を考えることにつながる取り組みをすすめるとともに、奈良県各地が登場する歴史関連書物の掘り起こしや整理、情報発信を行っていくこととしている。

2022年は壬申の乱1350年の節目の年となることから、プロジェクトの主要テーマを「壬申の乱」とし、それに続く2023年の主要テーマは「天武・持統天皇とその時代」とする。主要テーマ等を軸に、記紀・万葉関連事業を拡充していくため、インターネットによる情報発信や広報ツールの制作、交通・新聞・雑誌媒体などを用いた広告等により事業内容を広く周知し、より多くの方々に本県の歴史文化資源の魅力を感じていただく取り組みとする。それにより県内外からの誘客に繋げ、多くの方々が歴史と対話し、自ら学び考える機運の醸成を目指す。

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

## 4. 業務内容の概要

### (1) 計画・準備

### (2) 主要テーマ等を効果的に周知するための広報ツール制作業務

- ① チラシ（イベントガイド）・ゆかり地マップ・ポスター・のぼり・パネル・バナースタンドの広報ツール制作
- ② デジタルサイネージの制作と放映
- ③ その他の手段による広報

### (3) 県内外からの誘客を促進するための広告展開業務

### (4) インターネットを活用した広報業務

- ① 主要テーマ等の効果的な情報発信、ホームページの更新・管理
- ② 今後の主要テーマ等の事業展開も見据えた新たなコンテンツページの作成

### (5) (1)～(4)の業務に共通する事項は次のとおりである。

- ① 監修
- ② 打合せ協議
- ③ 業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

## 5. 業務詳細

(1) 計画・準備

乙は、本業務を遂行するにあたり、契約後1週間以内に業務の実施計画書（実施内容及び作業工程を含む）を作成・提出し、甲の承認を得て業務を実施する。

(2) 主要テーマ等を効果的に周知するための広報ツール制作業務

広報ツール制作業務の詳細は、次のとおりである。

①チラシ（イベントガイド）・ゆかり地マップ・ポスター・のぼり・パネル・バナースタンド等の  
広報ツール制作

主要テーマ等の周知を図るため、チラシ・ゆかり地マップ・ポスター・のぼり・パネル・バナー  
スタンドを制作すること。多くの方に分かりやすく親しみやすい、インパクトのある効果的な手法  
で広報を行う。制作したチラシ、ゆかり地マップ、ポスター、のぼりについては甲が指定する場所  
（チラシ約250箇所×2回、ゆかり地マップ約80箇所、ポスター約50箇所、のぼり約50  
箇所）に直接発送納入すること。

【チラシ（イベントガイド）】

- 1) 規 格 : 日本語、A4両面、表面フルカラー、裏面モノクロ
- 2) 部 数 : 1回につき、12,000部以上（合計24,000部以上）
- 3) 納 期 : (i) 令和4年8月15日（月） (ii) 令和4年11月15日（火）
- 4) 仕 様 : 表面は主要テーマを周知するためインパクトのあるものとする。裏面には  
下記期間のイベントカレンダー（イベント情報）を掲載（なお(i)につい  
ては、表面素材の提供あり。）  
(i) 9～11月実施予定のイベント (ii) 12～3月実施予定のイベント

【ゆかり地マップ】

- 1) 規 格 : 日本語、A3両面フルカラー、DM折り
- 2) 部 数 : 10,000部
- 3) 納 期 : 令和4年7月1日（月）
- 4) 仕 様 : 甲より提供したデータを用い作成。

【ポスター】

- 1) 規 格 : B2
- 2) 部 数 : 100部以上
- 3) 納 期 : 令和5年1月10日（火）
- 4) 仕 様 : 2023年の主要テーマとなる「天武・持統天皇とその時代」を周知するもの  
とする。

【のぼり】

- 1) 規 格 : W600×H1800mm程度、テトロンポンジ製  
(チラシ表面をベースとしたもので可)
- 2) 個 数 : 100枚以上
- 3) 納 期 : 令和4年9月15日（木）
- 4) 仕 様 : 2022年の主要テーマ「壬申の乱」及び2023年の主要テーマ「天武・持統天  
皇とその時代」の広報に繋がるものとする。

#### 【パネル】

- 1) 規 格 : B 2
- 2) 納 期 : 令和4年9月15日(木)
- 3) 仕 様 : 令和3年度に甲が作成した「奈良県壬申の乱ゆかり地マップ」を5枚以上のパネルに再構成し、講演会等にて一般の来訪者の閲覧を供するためのもの

#### 【バナースタンド】

- 1) 材 質 : ターポリン
- 2) 規 格 : W800×H2100mm程度
- 3) 個 数 : 1枚以上
- 4) 納 期 : 令和4年9月15日(木)
- 5) 仕 様 : 既存の「なら記紀・万葉プロジェクト」事業により作成したデータ等を転用・再構成したものでも可。

#### ②デジタルサイネージの制作と放映

主要テーマの実施効果を高めるため、甲の庁舎内や近鉄奈良駅構内にあるデジタルサイネージ等で放映する広報用のサイネージを以下の仕様で作成する。①で制作するチラシ等のデザインをベースとして制作する。甲の庁舎内や近鉄奈良駅構内の放映箇所については甲が放映手続きを行い、その他主要鉄道駅等で展開する場合は、乙により動画規格の変更や放映申込み等の手続きを行うこと。

##### 1) 動画ファイル形式

- ・フォーマット: MP4、F4VやWMVなど、それぞれの配信媒体に最も適合する形式
- ・ファイル容量: 100MB未満

※甲の庁舎内、近鉄奈良駅構内の規格はF4Vかつ20MB前後

- 2) 長 さ : 30秒(それぞれの配信媒体に適合する長さとする。)
- 3) 種 類 : 2種類(横向き、縦向き)
- 4) 納 期 : 令和5年1月10日(火)
- 5) 納入場所 : 甲が指定する場所へ乙から直接納入

#### ③その他の手段による広報

上記の他に、主要テーマをより多くの人へ効率的かつ効果的に周知できるようノベルティ作成による広報展開を実施する。なお、ノベルティの規格については甲と協議するものとし、作成にあたっては「なら記紀・万葉プロジェクト」をPRするものとする。

- 1) 部 数 : 5,000個
- 2) 納 期 : 令和4年8月31日(水)
- 3) 納入場所 : 甲が指定する場所に直接納入

#### (3) 県内外からの誘客を促進するための広告展開業務

主要テーマについて広く周知を行い、県内だけではなく、県外(大阪や京都など)からの誘客を促進するため、交通・新聞・雑誌媒体、インターネット広告、SNS等を活用した広告展開を実施し、事

業実施効果を高める。実施内容及び展開時期については、甲と協議の上で決定するものとする。

なお、作成に際しては、乙が掲載される者の了解や写真・動画使用等の必要な許可をとること。

#### (4) インターネットを活用した広報業務

インターネットを活用した広報業務の詳細は、次のとおりである。なお、ホームページの基本的事項及び企画立案にあたっての留意事項は以下のとおりである。この趣旨をふまえた更新をすること。

##### ① 主要テーマ等の効果的な情報発信、ホームページの更新・管理

- ・ 2022年の主要テーマである「壬申の乱」を題材に、歴史との対話を通じ、自ら学び、県内ゆかり地への来訪を促す新たなコンテンツを制作する。
- ・ 2023年の主要テーマである「天武・持統天皇とその時代」を題材としたページを作成する。歴史との対話を通じ、自ら学び、県内ゆかり地への来訪を促す新たなコンテンツを制作する。また、必要に応じてリンクバナーを作成すること。
- ・ 上記の新たなコンテンツを中心に壬申の乱の概要を海外の方へ紹介するページを英語で制作する。
- ・ これまでに作成したページを活用し、イベント情報の発信を4回以上行う。
- ・ なら記紀・万葉プロジェクトが実施するシンポジウムやフォーラム等の事業成果を紹介する。
- ・ トップページのバナー更新やリンク先の更新などホームページのメンテナンスを実施する。（月1回程度）
- ・ WordPress を組み込んで運用しているサーバの運用・保守、セキュリティ管理、データバックアップの実施。

#### ■ ホームページの基本事項

##### 【ホームページの基本的性格】

業務目的に掲げたことを実現していくためには、まず、当プロジェクトそのものへの一般の方々の理解が必要である。

次に、記紀・万葉集や主要テーマを中心とする本県ゆかりの歴史文化資源に興味を持っていただく必要がある。一方、既にある程度興味をお持ちの方々には、基礎知識的な情報の提供のみならず、より幅広く、これまでになかった見せ方で様々な古文書と現場を結びつけた歴史の味わい方を紹介していく必要がある。

これらのことを認識した上で、本県ゆかりの歴史文化資源について、一般の方々はもちろん歴史嗜好の強いの方々にも訴求力のある、様々なレベル、様々な切り口からの情報発信をしていくことが、当ホームページの基本的な性格である。

#### ■ ホームページの企画立案にあたっての留意事項

##### (1) 作成上の要件

ホームページの企画・立案及び作成においては、下記要件を遵守するものとする。

- ① ホームページは県公式ホームページ内に掲載すること。ただし、一部のコンテンツについては外部サーバを設置して運営し、CMS「WordPress」を用いた仕様とすること。なお、外部サーバの設置・運営費用は契約金額に含むものとする。
- ② 作成するホームページはトップページをはじめとする各ページの構成や配置を統一的にし、更新・修正・編集等を迅速に行うことのできる設計とすること。

なお、作成にあたってはCMSを活用し、県が導入しているCMS「i-SITEPORTAL」の機能と特徴を最大限有効活用したホームページの構築を図ること。また、県サーバ管理担当課と協議し、障害が発生しないよう入念な調整を行い、別途費用が発生する場合は乙で負担すること。

- ③ 契約期間内に、県 HP サーバ及びサーバOS、「i-SITEPORTAL」のバージョンアップなどがあった場合は作成したホームページを適用させること。
- ④ ホームページに障害等が発生した場合、迅速なフォローが行える組織体制を構築すること。
- ⑤ 次年度以降もテーマを変えた新たなコンテンツ・外国語対応ページを容易に追加できる構成とすること。
- ⑥ 県ウェブアクセシビリティガイドラインに準拠し、ウェブアクセシビリティを最大限確保すること。
  - (ア) 正確かつ迅速な情報提供ができること。
  - (イ) ユニバーサルデザイン、ユーザビリティに配慮し誰もが利用できること。
- ⑦ ウェブアクセシビリティ確保のため、次に掲げる項目も含め幅広い人々の利用に配慮すること。
  - (ア) 視力障害者の文字を拡大しての閲覧
  - (イ) 色覚障害者の閲覧
  - (ウ) 操作補助機器を利用したの肢体不自由者の閲覧
  - (エ) 低速通信回線での閲覧 (ADSL 1.5M bps)
  - (オ) 低解像度での閲覧
  - (カ) OS、ブラウザ等の機種やバージョンが異なる場合の閲覧
- ⑧ 異なるOSやブラウザ、スマホでも問題なく動作するようファイルを作成すること。

## (2) 開発環境

- ① 設計・開発等については、乙において開発環境を用意すること。
- ② 更新業務を実施するうえで必要となる機材については、現に甲が所有するもの以外（本業務において使用する各種消耗品を含む。）は、乙において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。
- ③ 現在公開中のサーバのOS及びCMSのバージョンは次のとおりである。（随時更新有）
  - ・ サーバOS : Windows Server 2016 Standard
  - ・ i-SITE バージョン : Version 2.51.××××
  - ・ WordPress バージョン : WordPress 5.6.2

## (3) 契約不適合責任

- ① 成果物の納品日から起算して1年以内に障害が発生した場合、乙は速やかに原因究明に協力しなければならない。
- ② 上記①により対応した乙は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置等を内容とする報告書を作成のうえ、甲が指定する期日までに提出すること。
- ③ 乙は、上記②により究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。

(5) (1)～(4)の業務の共通事項

① 監修

各コンテンツの作成に際しては、必要に応じて有識者（大学教授など）の監修を受けること。

② 打合せ協議

業務を遂行するにあたり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し甲の承認を受けた上で、打ち合わせ終了後1週間以内に電子データにて提出するものとする。

③ 業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

業務の作業内容を事業実施報告書及び成果品として取りまとめることとする。

**6. 成果物の検査・納品**

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

(1) 成果物

- ① チラシ（イベントガイド）・・・・・・・・・・・・・・・・（令和4年8月15日、11月15日）
- ② ノベルティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（令和4年8月31日）
- ③ のぼり・パネル・バナースタンド・・・・・・・・・・・・・・・・（令和4年9月15日）
- ④ ポスター・デジタルサイネージ・・・・・・・・・・・・・・・・（令和5年1月10日）
- ⑤ 壬申の乱ゆかり地マップ・・・・・・・・・・・・・・・・（令和4年7月1日）
- ⑥ ウェブページ（データ）：印刷製本したもの2部・・・・・・・・（令和5年3月22日）
- ⑦ 事業実施報告書：2部・・・・・・・・・・・・・・・・（令和5年3月22日）
- ⑧ 上記すべての電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・（令和5年3月22日）

(2) 納入場所

本業務の成果物の納入場所は、甲が指定する場所とする。

**7. 特記事項**

当業務は令和4年度文化庁文化芸術創造拠点形成事業の補助対象業務であり、補助要件を遵守のうえ業務を実施し、事業実施後は実績報告書等所定の書類を提出するなど、甲と協議の上で進めること。

**8. 著作権の帰属**

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、甲の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

**9. 契約に関する条件等**

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

## 10. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

### 11. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果物については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

### 12. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可（ウェブを含む。）などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、原則乙において対応するものとする。

### 13. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - ②健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ③厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ④雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - ⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

### 14. その他

- (1) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

以上